

生活援助を一定回数以上位置づけたケアプランの届出について

平成 30 年 11 月時点

1. 概要

先の制度改正において、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成 30 年 10 月 1 日以降に作成（新規・更新）または変更（「軽微な変更」を除く。）した居宅サービス計画（ケアプラン）について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出ることとなりました。

2. 対象となるプラン

訪問介護において以下の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1 回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を位置づけたプラン。

（1 月あたりの回数）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 7	3 4	4 3	3 8	3 1

3. ケアプランの検証方法

提出のあったケアプランは、介護支援専門員が適切なケアマネジメントがされているかを確認し、ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、電話または対面にてケアプランの内容について聞き取りを行い、必要に応じて適切な指導を行います。

4. その他

（1）提出物

本市被保険者全員分（当該月分）の居宅サービス計画（第 1 表～第 4 表及び第 6 表・第 7 表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

（生活援助の必要性を記載した箇所は色を塗るなど、わかりやすく表示して下さい。）

（2）提出期限

各事業所において該当する計画があるか確認の上、当該計画につき利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出（郵送）して下さい。

（3）提出方法等

提出方法：郵送

提出先：名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2594